

次の団体は、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第２項の規定により、令和７年４月１日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和７年５月３０日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
原田ねいちろう後援会	原田 根一郎	原田 根一郎	日田市石井町１丁目２８９番地３